

令和元年度事業計画

今年度は、まず、前年から続いている法務局相続人調査業務をまず完了させることが重要である。

次に、当業務を今年度も受託するか否かが後半の事業の中心となる。

当業務は、全国の各地方方法務局単位で一般競争入札方式で業務の発注が行われたものであるが、特措法の制定の初年度であることから、その契約内容において、不明確な事項が少なくなく、昨年度の業務の落札以後、業務の進め方、成果品の仕様等、その都度法務局の担当者と話し合いを重ねながら進めてきたものであり、本年度の秋頃にすべてが完了する予定である。当協会は、業務の進め方について、各担当社員の多大なるご協力により、協会内部にて多くは当初の予定どおり業務を進めることができ、なんとか軌道に乗ったという感はあるが、全国の他の受託した公嘱協会等の話によると、必ずしもうまく回っていない法務局もあるようである。すなわち、地域的なばらつきが見受けられるようである。

今年度に当協会が再度、入札に参加するためには昨年度の契約内容が修正されることが参加する条件となる。特に初年度の担当社員の方は締切日について非常に気にされている方が多く、余計な心配をお掛けすることとなった。これ以外にも、契約金額の妥当性、成果品の仕様、戸籍等請求の方法等、改善すべき点は非常に多い。これらについては、全国的に同様な状態であろうから、全国的な指摘に対して法務省が契約及び入札脳式等を見直すことを期待している。今年度も当業務の発注を行うであろうことは予測できるが、契約内容の見直しについては分からないものである。

当協会が、再度受託するか否かは、契約内容が公表されてから、あらためて検討する予定である。当業務は、国の政策の一環として行われているものであり、これから数年間は行われることが予想されるが、当協会の公益目的事業に資するという存在意義と業務としての妥当性という観点からその都度検討していくこととする。

なお、入札すると決定した際には、できるだけ多くの社員の参加を期待している。

前記以外の事業としては、近年、相続人調査、休眠抵当権の抹消等の業務依頼、問い合わせ等が多く、これに関して、官公庁の要請に応えられるようにしていきたい。

この外にも様々な公共事業において不動産は基礎となるものであるので、今後は、当協会が業務に関する相談窓口となり、当協会の社員全員の力を集結し、公共事業における権利関係の受け皿となる機能を果たしていきたいと考えている。

1. 事業部

- ① 受託往訪活動の推進
- ② 業務処理に関する対外交渉、調整
- ③ 業務処理の管理、監督
- ④ 業務処理に関する社員の指導
- ⑤ 社員、各支部の活動状況の把握及び連絡協調並びに情報の共有
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 土地家屋調査士協会との連絡、情報交換
- ⑧ 全司協・他協会との情報の交換、視察

2. 総務経理部

- ① 報酬額表の検討、改訂
- ② 事業費等の円滑な支出、出納の監督
- ③ 名刺、会員名簿の作成
- ④ 組織、規則等の検討